

26 琴情答申第 2 号  
平成 26 年 11 月 21 日

琴平町教育委員会  
教育長 三井尚 様

琴平町情報公開審査会  
会長 石合由



## 答 申 書

貴職からの以下諮問に対し、当審査会は審議の結果、次のとおり答申する。

### 諮問事項

実施機関 琴平町教育委員会

諮問日 平成 26 年 7 月 22 日 (26 琴教委発第 155 号)

事件名 平成 26 年 6 月 20 日 26 琴教委発第 117 号文書による部分公開決定に関する件

### 第 1 審査会の結論

琴平町教育委員会が、平成 26 年 6 月 20 日付けで本件請求に対し、部分公開決定（以下「本件処分」という。）とした判断は妥当である。

### 第 2 異議申立てに至る経過

#### 1 行政文書の公開請求

異議申立人は、琴平町情報公開条例（平成 18 年琴平町条例第 2 号。以下「条例」という。）第 6 条第 1 項の規定により、実施機関に対し、平成 26 年 6 月 4 日付けで、次の内容の行政文書の公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

- (1) 平成 26 年 4 月 1 日付締結の「琴平町いこいの郷公園の管理及び運営に関する包括協定書」第 21 条の規定に基づく平成 26 年 4 月分の定期報告関連の一切の書類（以下「本件請求（1）」という。）
- (2) 上記（1）記載の協定書第 14 条に規定する指定管理者の情報公開規程の内容の分かる一切の文書（以下「本件請求（2）」という。）

## 2 実施機関の決定

実施機関は、本件請求に対し、平成 26 年 6 月 20 日付けで本件処分を行い異議申立人に通知した。

## 3 異議申立て

異議申立人は、本件処分を不服として、平成 26 年 6 月 29 日付けで行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）第 6 条の規定に基づき実施機関に対して異議申立てを行った。

### 第 3 異議申立ての内容等

#### 1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、「本件処分を取り消すとの決定を求める。」というものである。

#### 2 異議申立ての理由

異議申立人の主張する異議申立ての理由は、本件処分の異議申立書によると、おおむね次のとおりである。

- (1) 本件処分は、条例の解釈適用を誤った違法な処分であるから、本件処分を取り消し、公開請求対象文書の全部を開示する必要がある。
- (2) 本件公開決定通知書の「公開しない理由」欄記載の理由は、条例に規定する非公開事由には該当しない。

### 第 4 実施機関の説明の要旨

#### 1 部分公開決定の理由について

実施機関の主張はおおむね次のとおりである。

##### (1) 本件請求（1）について

本件請求（1）に係る文書のうち、受託責任者氏名、写真、担当者氏名、点検者印及び「除籍・退会動向」欄記載事項については、個人に関する情報であって、当該情報に含まれる特定の個人が識別されるため、条例第 7 条第 2 号本文より非公開とした。

また、本件請求（1）に係る文書のうち、項目名、税抜金額、税込金額、在籍人数、構成比人数内訳、会員利用者時間別内訳、都度利用者人数、都度利用者売上の記載、「在籍」欄値、在籍比、未利用率、サークル人数等内訳、工費、部品・材料代、見積り額計、見積り額計（税込）及び各構成比内訳人数は、いずれも法

人その他の団体に関する情報又は事業を営む個人に関する情報であつて、公にすることにより、明らかに当該法人等の権利、競争上の地位その他の正当な利益を害するおそれがあるため、条例第7条第3号アの規定により非公開とした。

(2) 本件請求(2)について

本件請求(2)に該当する行政文書は、指定管理者が作成するものであり、本件請求の時点で実施機関は取得しておらず、不存在である。

## 第5 審査会の判断の理由

### 1 本件行政文書の内容等

本件異議申立てに係る行政文書は、以下の文書である。

- (1) 平成26年4月1日付締結の「琴平町いこいの郷公園(以下「本件施設」という。)の管理及び運営に関する包括協定書」第21条の規定に基づく平成26年4月分の定期報告関連の一切の書類(以下「本件行政文書(1)」という。)
- (2) 上記(1)記載の協定書第14条に規定する指定管理者の情報公開規程の内容の分かる一切の文書(以下「本件行政文書(2)」という。)

### 2 条例第7条第2号本文の該当性について

本号では、個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの(他の情報と照合することにより、特定の個人が識別され、又は識別され得ることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものについて、特定の場合を除き非公開情報としている。「個人に関する情報」とは、氏名、生年月日、住所、性別などの基本的な属性を示す事項を始めとし、個人の発言内容、行動記録など当該個人に関わりのあるすべての情報をいう。

(1) 受託責任者氏名、写真部分、担当者氏名及び点検者印について

審査会で見分したところ、本件行政文書(1)のうち受託責任者氏名、担当者氏名及び点検者印は、いずれも個人氏名が記載されたものであり、特定の個人が識別される情報である。また、本件行政文書(1)うちの写真は特定の個人が写っているものであるから、特定の個人が識別される情報である。これらの情報は、本号本文に該当するとともに、ただし書のいずれにも該当しない。

よつて、実施機関がこれらの情報を条例第7条第2号本文に該当するとして非公開とした判断は妥当である。

(2) 「除籍・退会動向」欄記載事項について

実施機関は「除籍・退会動向」欄記載事項を「公にすることにより、個人の権

利利益を害するおそれがあるもの」であり、条例第7条第2号本文に該当するとして、非公開とする。しかしながら、「公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるもの」とは、なお個人が識別されなくとも、その第三者への公開が個人の人格権を侵害するおそれがあるもの又は財産権その他の個人の正当な利益を害するおそれがあるものなどをいい、「除籍・退会動向」欄記載事項を見分するに、個人の権利利益を害するおそれのある記載は認められず、条例第7条第2号本文には該当しない。もっとも、当該事項は法人等に関する情報であることから、後述において、条例第7条第3号アの該当性について判断する。

### 3 条例第7条第3号アの該当性について

本号アは、法人その他の団体（国及び地方公共団体を除く。以下「法人等」という。）に関する情報であって、公にすることにより、明らかに当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものについて、非公開情報としている。「法人その他の団体（国及び地方公共団体を除く。以下「法人等」という。）に関する情報」とは、法人等の組織や事業に関する情報のほか、法人の権利利益に関する情報等何らかの関連性を有する一切の情報をいう。

#### (1) 売上明細書記載の項目名、金額、都度利用者売上の各記載について

これらの情報は、指定管理者である法人の本件施設の運営上の内部管理に属する情報であり、公にされることによって、当該法人の本件施設に係る収入動向、経営状況が推定され、競合他社に明らかとなれば、本件施設同様の施設の運営に係る契約において、法人等の競争上の地位その他正当な利益を害することは明らかである。

よって、これらの情報は条例第7条第3号アに該当する。

#### (2) 在籍人数、構成比人数内訳、会員利用者時間別内訳、都度利用者人数、「在籍」欄値、在籍比、未利用率、サークル人数等内訳、除籍・退会動向」欄記載事項の各記載について

これらの情報は、いずれも指定管理者である法人が本件施設の運営に関して得た内部管理に属する情報である。これらの内訳数等の記載により、本件施設の利用者動向、当該法人等の事業経営の予測も可能となり、これが公にされ競合他社に明らかとなれば、本件施設同様の施設の運営に係る契約において、法人等の競争上の地位その他正当な利益を害することは明らかである。

よって、これらの情報は条例第7条第3号アに該当する。

#### (3) 工費、部品・材料代、見積り額計及び見積り額計（税込）の各記載について

これらの情報は、いずれも指定管理者である法人の行った本件施設の修繕工事等に係る費用であり、指定管理者である法人の経理、施設運営等内部管理に属する情報であり、施設の運営に関する管理費用の詳細な額が公にされ、競合他社に

明らかとなれば、本件施設同様の施設の運営に係る契約において、法人等の競争上の地位その他正当な利益を害することは明らかである。

よって、これらの情報は条例第7条第3号アに該当する。

#### 4 不存在とする行政文書について

本件行政文書（2）について、実施機関の説明によると、本件請求時点では、指定管理者から当該指定管理者の定める情報公開規程に関する資料の提出を受けておらず、本件行政文書（2）に該当する文書を所有せず、本件請求対象文書は存在しなかったとのことであった。

当審査会としては、実施機関の説明は虚偽のものとは考えられず、不合理な点もないことから、本件行政文書（2）は存在しないとして非公開とした実施機関の判断は妥当であると判断する。

よって、当審査会は「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

#### 第6 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- |                |                    |
|----------------|--------------------|
| (1) 平成26年7月22日 | 諮問（26琴教委発第155号）の受理 |
| (2) 同年9月3日     | 審議                 |
| (3) 同年10月28日   | 審議                 |